

株式会社コスモスケアサービス 介護職員初任者研修（通信）学則

（開講目的）

第1条 介護職として働く上で基本となる知識・技術を持つ介護職員を養成し、もって地域福祉の向上に資することを目的とする。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。
株式会社コスモスケアサービス 介護職員初任者研修（通信）

（研修課程及び形式）

第3条 研修課程及び形式は下記のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通信）
2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内とする。

（研修会場の所在地）

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「株式会社コスモスケアサービス 介護職員初任者研修（通信）研修会場一覧表」のとおりとする。

（研修期間）

第5条 研修期間は、おおむね6か月以内とする。

（講師）

第6条 研修を担当する講師は、別紙2「株式会社コスモスケアサービス 介護職員初任者研修（通信）」講師一覧表のとおりとする。

（遅刻、早退の取り扱い）

第7条 遅刻及び早退は、いかなる理由であっても欠席とみなす。

（研修時間数等）

第8条 研修時間数は、別紙4「株式会社コスモスケアサービス 介護職員初任者研修（通信）カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

（通信形式による研修の実施方法）

第9条 通信形式による研修の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 静岡県介護員養成研修指定事務取扱要綱別表第2の項目の欄の区分ごとに3問以上の課題（1問以上は論述式の課題とする。）を設定し、受講者から当該課題に係るレポートを提出期限までに提出させる。
- (2) (1)で提出されたレポートの添削指導を行い、添削した結果に開設及び講師コメントを加えて受講者に返送する。
- (3) 添削指導の結果、基準に満たない場合は、基準に達するまで再度指導評価を行う。
- (4) (3)の評価は、100点満点としてA（90点以上）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（70点未満）の区分で評価し、合格の基準とはC以上の評価とする。

（研修修了の認定方法）

- 第10条 第8条に定める研修の全日程及びその内容すべてを履修した後、1時間程度の筆記試験による修了評価を受けて一定以上の評価を得たものを修了者と認める。
- 2 前項のすべてを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
 - 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA（90点以上）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（70点未満）の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則として修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

（受講申込手続）

- 第11条 受講申込手続は以下の（1）から（3）の手順により行い、（3）の完了を株式会社コスモスケアサービス（以下、「当法人」という。）が確認することで受講手続を完了したものとみなす。
- (1) 受付期間
開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。
 - (2) 申込手続
別に定める「受講申込書」に必要事項を記載の上、事業者へ郵送、ファクス、e-mailのいずれかの方法にて申し込む。
 - (3) 受講決定通知等
当法人から受講決定通知及び受講料納付通知書を受け、受講料を納付する。

（受講料等受講に際し必要な費用の額）

第12条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 受講料 | 49,000 円（税別） |
| ② | テキスト代 | 5,000 円（税別） |
| ③ | 補講料（講義及び演習） | 4,000 円／時間（税別） |
| ④ | 損害・賠償責任保険料 | （別途自己負担） |

（返金について）

第13条 受講申込手続完了後の返金は、いかなる理由であっても行わない。

（研修課程の一部免除）

第14条 当法人は研修受講者のうち、次の者の研修課程の一部を免除することができ

(1) 生活援助従事者研修を修了している者

免除する科目 「介護におけるコミュニケーション技術」
「老化の理解」
「障害の理解」

(2) 入門的研修（入門講座及び基礎講座）を修了している者

免除する科目 「介護の基本」
「老化の理解」
「認知症の理解」
「障害の理解」

(3) 認知症介護基礎研修を修了している者

免除する科目 「認知症の理解」

(4) 居宅介護職員初任者研修を修了している者

免除する科目 「職務の理解」
「介護における尊厳の保持・自立支援」
「介護の基本」
「介護・福祉サービスの理解と医療との連携」
「介護におけるコミュニケーション技術」
「障害の理解」
「こころとからだのしくみと生活支援技術」
「振り返り」

- 2 研修課程の一部免除を希望する者は、「受講申込書」と併せて、対象者であることを証する書類として、研修修了書等を提出しなければならない。
- 3 研修課程の一部免除を決定した当法人は、受講決定通知に免除する科目を記載するものとする。
- 4 研修課程の一部を免除された受講者の受講料については、40,000 円（税別）

を上限として免除する科目の時間数に 1,000 円（税別）を掛けた額を割り引くものとする。

（保険加入）

第 15 条 介護労働講習等損害（損害・賠償責任）保険は、すべての受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講者が負担する。

（研修欠席者に対する補講の実施方法）

第 16 条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者については補講を行うものとする。また、補講に係る料金は、第 12 条の規定により受講者が負担する。

（使用テキスト等）

第 17 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

ミネルヴァ書房出版

「介護職員初任者研修テキスト」

（受講取消）

第 18 条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、当法人の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

- （1） 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- （2） 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- （3） 受講継続意思がなく「退講届」を提出した者。
- （4） その他当法人が不相当とみなす者。

（退講）

第 19 条 第 18 条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

（修了者管理）

第 20 条 当法人は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

（修了証明書の交付）

第 21 条 当法人は、第 10 条により修了者として認定した者に対して、介護保険法施行

令第3条第1項第1号により修了証明書を交付する。

- 2 前項により交付する修了証明書の様式は、介護保険法施行規則第22条の25に定めるものとする。

(修了証明書の再交付)

- 第22条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「株式会社コスモスケア サービス 介護職員初任者研修（通信）修了証明書 再交付申請書」を当法人に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

- 第23条 当法人は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。
- 2 受講者は研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して当法人に提出する。

(附則)

- 第1条 この学則は、令和元年7月25日から施行する。